

「消費生活協同組合法施行規則の取扱いについて」の一部改正について

1. 概要

消費生活協同組合法施行規則の改正に伴い「消費生活協同組合法施行規則の取扱いについて」（平成12年1月7日社援地発第1号）について、以下の改正を行うとともに、監事要件の変更及び取扱いについて周知する。

2. 改正概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。）の施行により、平成27年4月1日から消費生活協同組合に関する設立認可・監督権限のうち、地方厚生局の所管に係るものについては、都道府県に移譲に伴い、該当部分を改正する。

3. 周知事項

組合外監事の要件について、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号。）により、社外監査役の要件が改正され本年5月1日より施行されること及び、監事を選任している組合については、施行日の属する年度に関する通常総会時まで従前の取扱いで可能な旨を周知する。

4. 発出日

平成27年5月1日